

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

支給申請手続き

本手続きは、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の支給申請を希望される保護者の方に、申請手続きが円滑に進むよう、記入例をお示ししたものです。

支給申請を行う場合は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給要領」をご確認いただき、申請を行っていただくようお願いいたします。

住民票記載事項証明書（原本）や契約書の写しなど、証拠書類の添付漏れにご注意ください。

申請額と支給決定金額は、審査の結果金額が異なる場合があります。

なお、過去において本支援金を申請し、同一日について既に支給又は不支給決定がなされた日については、再度の申請はできませんのでご注意ください。

また、支給申請の相談は、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターでお受けしております。

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187（受付時間：9：00～21：00） ※土日・祝日含む

※令和4年7月から電話番号が変わりました。

厚生労働省の公式LINEアカウントもぜひご活用ください。チャット形式でご質問にお答えします。
友だち追加はこちら→ <https://lin.ee/qZZIxWA>



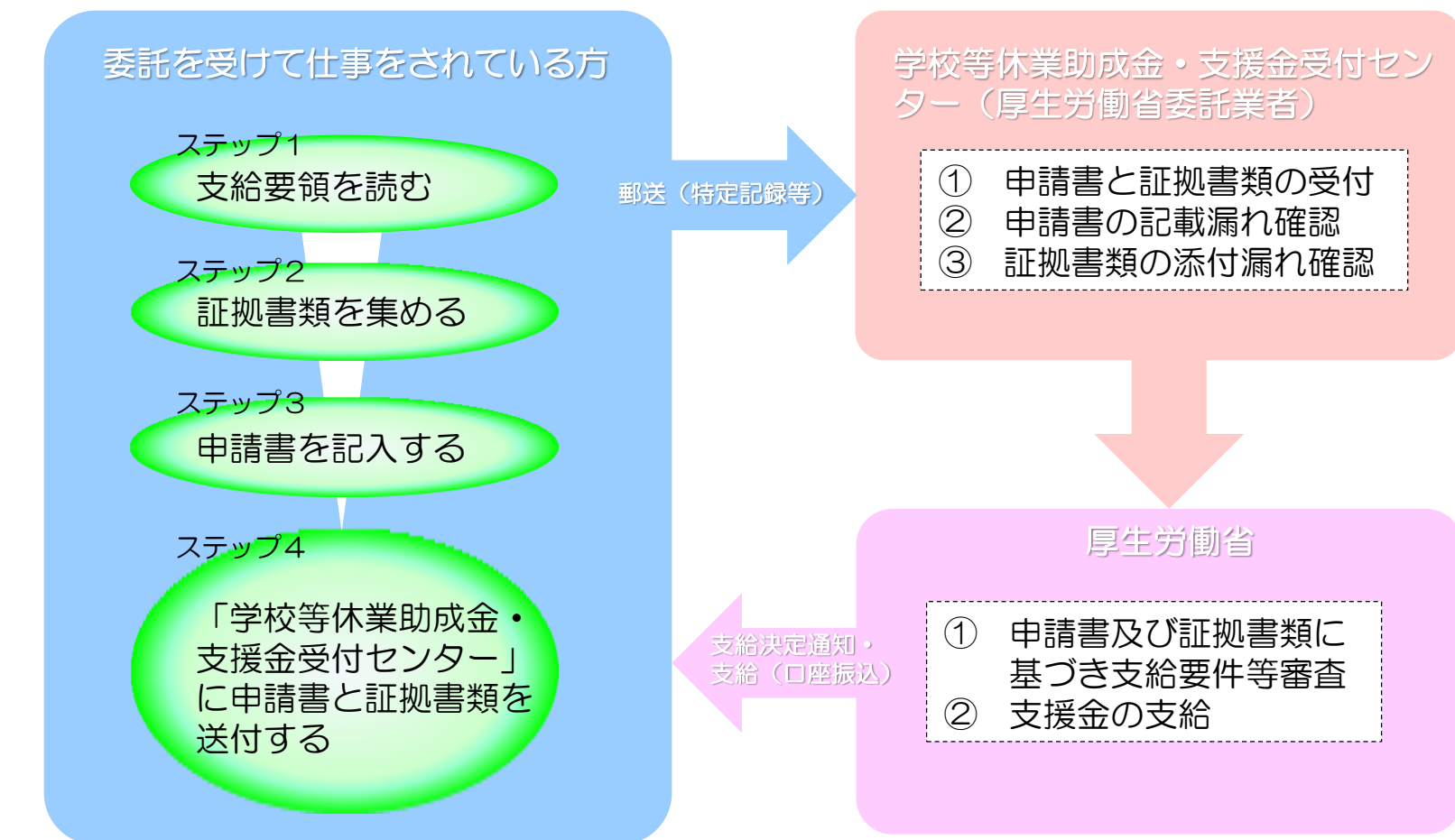
- ・国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。
 - ・振込先、口座番号を申請者個人の方に電話等で問い合わせることはありません。
- ただし、審査上確認が必要な点について、審査担当者より申請者本人や業務発注者等に対して電話等で確認を行う場合があります。

I	申請から支給までの流れ	・・・ 1
II	申請書記入例	
	（別添様式第1号）記入例①	・・・ 2
	（別添様式第1号）記入例① よくある不備	・・・ 3
	（別添様式第1号）記入例②	・・・ 4
	申請書（別表）記入例	・・・ 5
III	申請に必要な書類の確認	
	①保護者であることを証する書類	・・・ 7
	②振込口座を確認する書類	・・・ 8
	③子どもの世話をを行うことを証する書類その1	・・・ 9
	③子どもの世話をを行うことを証する書類その2	・・・ 10
	③子どもの世話をを行うことを証する書類その3	・・・ 11
	④業務委託契約等を証する書類その1	・・・ 12
	④業務委託契約等を証する書類その2	・・・ 13
	④業務委託契約等を証する書類その3	・・・ 14
IV	申請先	・・・ 15
V	不備返戻に係る注意点	・・・ 16

I 申請から支給までの流れ

支給対象期間：令和4年10月1日～同年11月30日 ⇒ 申請期間：令和4年10月1日から令和5年1月31日まで (必着)
支給対象期間：令和4年12月1日～令和5年3月31日 ⇒ 申請期間：令和4年12月1日から令和5年5月31日まで (必着)

✳ 消印有効ではありませんのでご注意ください！



- 申請書の記載漏れや証拠書類の添付漏れ等があった場合は、受付センターから申請者へ申請書等を一式返送させていただきます。再提出いただいた書類でも必要事項が確認できない場合、再度別の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- 審査に当たっては、厚生労働省から発注者、学校等に確認させていただく場合があります。

Ⅱ 申請書（別添様式第1号）記入例①

業務委託契約等で個人でお仕事をされている方（会社にお勤めの方で週20時間以上働いている雇用保険被保険者・労働者を使用している事業主及び公務員以外の方）で、コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業となった小学校等に通う子どもやコロナウイルス感染症に感染した子ども等の世話をするために、業務委託契約等に基づくお仕事を休まれた親等の保護者が申請することができます。

子どもと同居していない場合は、戸籍謄本の写し等の証拠書類と「保護者申立書」を添付。

小学校等に通っている対象となる子ども一人を記入。

子どもが記載されている住民票記載事項証明書から分かる続柄を記入。
申請者が子どもと同居でない場合は、戸籍謄本の写し等と「保護者申立書」（様式2号）を添付。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

申請者		(フリガナ) ロウドウ サキ	申請日 令和 3年 10 月 13 日	
氏名	労働 咲	住所	(〒 100 - 8988) 東京都 神奈川 横浜 (市) 区 町 村	
生年月日	昭 元 年 12 月 4 日 (平)	電話番号	045-000-1111	
子ども	(フリガナ) ロウドウ ハナ	小学校等名称	霞ヶ関小学校	
氏名	労働 花	小学校等の休業等期間	① 令和 3年 9月 2日 から 令和 3年 9月 10日 まで ② 令和 3年 10月 4日 から 令和 3年 10月 5日 まで	
生年月日	平 令 24 年 3 月 9 日	子の続柄	母	
振込希望金融機関	(フリガナ) カスミシヨウキンコ	金融機関名・支店名	カスミシ	
銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	霞信用金庫	口座名義 (申請者本人名義)	労働 咲	
ゆうちょ銀行	金融機関コード 1 2 3 4 5 6 7 支店コード 記号番号 (総合)	口座番号	(普通・当座) 0 1 2 3 4 5 6 ※いかに○を付けてください	

記入漏れ注意

申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できます。
申請日より後の日付については後日再度申請を行ってください。

住民票記載事項証明書の住所を記入。

臨時休業等の期間を「①」欄に記載。
臨時休業等が再度行われた場合や、子どもが複数の小学校等に通っており、①の期間以外の期間も臨時休業等となっている場合は、「②」欄も記載。

新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子どもの場合は、その期間を「②」欄に記載。
欄が足りない場合は、別紙（任意様式）を添付。

普通預金口座又は当座預金口座のいずれか、あてはまるものを○で囲む。

ゆうちょ銀行とそれ以外の銀行等のいずれかを記入。
(大和ネクスト銀行、セブン銀行は指定不可)

※「臨時休業等」や「新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども」の詳細は8～9ページを確認してください。

Ⅱ 申請書（別添様式第1号）記入例① よくある不備

申請期間が様式で定める月をまたぐ場合は、それぞれの申請書を作成してください。

例：令和4年11月15日から令和5年1月20日を申請したい場合は、

- ・令和4年11月15日～30日の分⇒「**対象期間：令和4年10月1日～同年11月30日**」の様式
- ・令和4年12月1日～令和5年1月20日の分⇒「**対象期間：令和4年12月1日～令和5年3月31日**」の様式をそれぞれ作成して申請してください。（まとめて一枚で申請することは出来ません。）

令和4年10月1日～同年11月30日
に仕事を取りやめた分に係る申請

令和5年1月31日 必着

申請様式
に要注意

令和4年12月1日～令和5年3月31日
に仕事を取りやめた分に係る申請

令和5年5月31日 必着

令和4年10月1日～同年11月30日支給対象期間分

令和5年1月31日 必着

(別添様式第1号)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」に基づく、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿		申請日 令和 年 月 日	
申請者	(フリガナ)	(ー)	住所 都 道 市 区 府 県 町 村
	氏名		
	生年月日	昭 年 月 日	電話番号
子ども	(フリガナ)	小学校等名称	① 令和 4 年 月 日 から 令和 4 年 月 日 まで ② 令和 4 年 月 日 から 令和 4 年 月 日 まで
	氏名		
	生年月日	平 年 月 日	小学校等の休業等期間
申請者の子との続柄			
振込希望金融機関	(フリガナ)	(フリガナ)	支店 口座名義 (申請者本人名義)
	金融機関名・支店名		
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード 支店コード	
	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)	

令和4年12月1日～令和5年3月31日支給対象期間分

令和5年5月31日 必着

(別添様式第1号)

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給申請書

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)支給要領」に基づく、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿		申請日 令和 年 月 日	
申請者	(フリガナ)	(ー)	住所 都 道 市 区 府 県 町 村
	氏名		
	生年月日	昭 年 月 日	電話番号
子ども	(フリガナ)	小学校等名称	① 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ② 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	氏名		
	生年月日	平 年 月 日	小学校等の休業等期間
申請者の子との続柄			
振込希望金融機関	(フリガナ)	(フリガナ)	支店 口座名義 (申請者本人名義)
	金融機関名・支店名		
	銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード 支店コード	
	ゆうちょ銀行	記号番号 (総合)	

Ⅱ 申請書（別添様式第1号）記入例②

承諾	1. 私は、「雇用保険被保険者」、「労働者を使用する事業主」又は「公務員」ではありません。 2. 私は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）支給要領」の内容を理解し、本支給要領に従うことについて、承諾します。 3. 支給申請書及び別表に記載されている内容について事実と相違ありません。	☒ ☒ ☒	内容を確認しチェック ※3つ全てにチェックが無いと支給対象となりません。
必ず提出する書類	①子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書（原本）を添付している。 ②小学校等の臨時休業が講じられた日又は期間が分かる書類等を添付している。 例：学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌等 ③発注者と締結した業務委託契約等の分かる書類等を添付している。 例：契約書、発注者と申請者双方のやり取りで契約内容が分かる電子メール等 契約書等がない場合は、発注者と申請者の連名により作成した「業務委託契約等契約申立書」（様式第3号） ④次の内容が、③の業務委託契約等の分かる書類に記載されている。 → ◇契約締結日 ◇発注者名（会社名） ◇申請者名 ◇業務内容 ◇就業（予定）場所 ◇就業（予定）日又は期間 ◇報酬 ⑤申請者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付している。 注：申請者氏名、銀行名（支店名）、口座番号が分かるページ・面の写し ※令和3年8月1日以降の期間について、既に本支援金を受給したことがある場合、支給決定通知書に記載の支給決定番号を以下に記載すれば、通帳又はキャッシュカードの写しは省略できます。 【直近の支給決定番号は 雇均発_____第____号】	☒ ☒ ☒ ☒ ☒	必要書類を全て準備できているかチェック ①～⑤の全てが必要 ※ただし、⑤について、直近の支給決定番号を記載する場合は、チェックは不要です。

該当する場合、チェックしてください。↓

必要に応じて提出する書類	・申請者と子どもが別居している（住民票の同一世帯にない）場合は次の書類を添付している。 →保護者（別居）申立書（様式第2号）及び 戸籍謄本の写し等 ・コロナウイルスに感染した又は感染したおそれのある子ども等の世話をした場合は、小学校等が登校をしないことを認めたことが分かる等の書類を添付している。 例：小学校等からのメール、連絡帳、医師の診断書や薬の領収書、申立書等	☒ ☒	該当する場合のみチェック 該当する書類も提出
--------------	---	--	-----------------------------------

チェック漏れ
に要注意

Ⅱ 申請書（別表）記入例（令和4年10月～11月分）

<小学校等休業日>

次の1・2どちらに該当するかによって、「○」と「●」どちらを記入するか異なります。それぞれの詳細は9～10ページを確認してください。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として**臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をした場合**

→該当する日に「○」を記入。

2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、**小学校等を休む必要がある子どもの世話をした場合**

→該当する日に「●」を記入。

<仕事をとりやめた日>

コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった小学校等に通う子どもやコロナウイルス感染症に感染した等の**子どもの世をするために、業務委託契約等に基づく仕事をとりやめた日**に「○」を記入。

<支給対象日>

「**小学校等休業日**」、「**仕事をとりやめた日**」欄の両方に「○」または「●」を記入した日の**支給対象日**欄に「◎」を記入。

申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できます。申請日より後の日付については後日再度申請を行ってください。

<支給額>

令和4年10～11月は1日当たり**4,177円**となります。

※10～11月に、支給額の特例（1日当たり6,000円）が適用される地域はありません。下段の（2）の欄に申請する合計日数、金額を記載してください。

【10月】

日付	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日	10月9日	10月10日	10月11日	10月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日	10月23日	10月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

日付	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	10月の支給対象日(数)
小学校等休業日		○	○	○				3日…(A)
仕事をとりやめた日		○	○	○				
支給対象日		◎	◎	◎				

「支給対象日」に記入した◎の月ごとの合計数を記入。

【11月】

日付	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日
小学校等休業日								●	●	●	●	●
仕事をとりやめた日								○	○	○	○	○
支給対象日								◎	◎	◎	◎	◎

日付	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日
小学校等休業日	●	●	●									
仕事をとりやめた日		○	○									
支給対象日		◎	◎									

日付	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	11月の支給対象日(数)
小学校等休業日							7日…(B)
仕事をとりやめた日							
支給対象日							

支給対象日(数)
【A～Bの合計日(数)】

10

日

10～11月の支給対象日数の合計を記入。

上記の支給対象期間において、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の区域に住所を有している。

※支給対象期間：申請のあった支給対象日の最初の日から最後の日までの間

支給申請額	(1) 上記が「はい」の場合	日 × 6,000 円 =	円
(1)か(2)どちらかのみ記入	(2) 上記「いいえ」の場合	10 日 × 4,177 円 =	41,770 円

はい	✓	いいえ
----	---	-----

10～11月は、特例が適用される地域は存在しないため「いいえ」に✓

下段（2）に今回申請する合計日数、金額を記入。

Ⅱ 申請書（別表）記入例（令和4年12月～令和5年3月分）

<小学校等休業日>

次の1・2どちらに該当するかによって、「○」と「●」どちらを記入するか異なります。それぞれの詳細は9～10ページを確認してください。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をした場合

→該当する日に「○」を記入。

2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子どもの世話をした場合

→該当する日に「●」を記入。

<仕事をとりやめた日>

コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等となった小学校等に通う子どもやコロナウイルス感染症に感染した等の子どもの世話をするために、業務委託契約等に基づく仕事をとりやめた日に「○」を記入。

<支給対象日>

「小学校等休業日」、「仕事をとりやめた日」欄の両方に「○」または「●」を記入した日の支給対象日欄に「◎」を記入。

申請日以前の日付のみを支給対象日として申請できます。申請日より後の日付については後日再度申請を行ってください。

<支給額>

令和4年12月～令和5年3月は1日当たり4,177円となります。支給申請額欄に申請する合計日数、金額を記載してください。

私は、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間に小学校等の休業日、あるいは、小学校等が登校等しないことを認めた日のうち、次の日について、子どもの世話をを行うため、発注者との業務委託契約等に基づく仕事を取りやめました。

【令和5年1月】

日付	1月1日	1月2日	1月3日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日	1月12日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												
日付	1月13日	1月14日	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	1月23日	1月24日
小学校等休業日												
仕事をとりやめた日												
支給対象日												
日付	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	1月30日	1月31日	1月の支給対象日(数)				
小学校等休業日	○	○	○					3 日 …(B)				
仕事をとりやめた日	○	○	○									
支給対象日	◎	◎	◎									

【令和5年2月】

日付	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日	2月12日
小学校等休業日							●	●	●	●	●	●
仕事をとりやめた日							○	○	○	○	○	○
支給対象日							◎	◎	◎	◎	◎	◎
日付	2月13日	2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日
小学校等休業日	●	●										
仕事をとりやめた日	○	○										
支給対象日	◎	◎										
日付	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日				2月の支給対象日(数)				
小学校等休業日								7 日 …(C)				
仕事をとりやめた日												
支給対象日												

「支給対象日」に記入した◎の月ごとの合計数を記入。

支給対象日(数)
【A～Dの合計日(数)】

10

日

12～3月の支給対象日数の合計を記入。

今回申請する合計日数、金額を記入。

支給申請額

10

日

×

4,177

円

=

41,770

円

【冬・春休み期間記入欄】

小学校等の冬・春休み期間

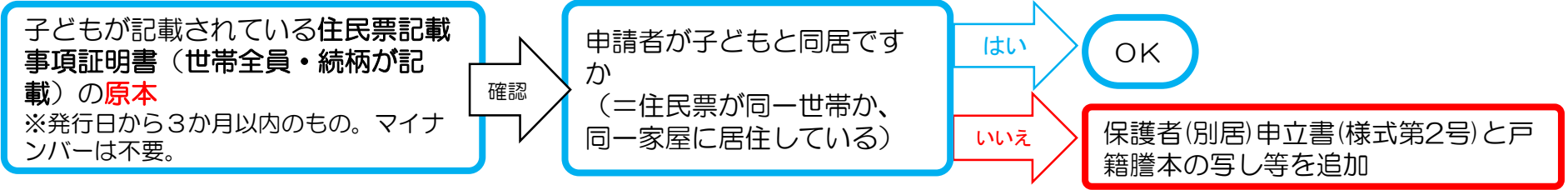
令和 4 年 12 月 20 日 から
令和 5 年 1 月 7 日 まで

令和 5 年 3 月 10 日 から
令和 5 年 4 月 6 日 まで

※ 夏休み期間、冬休み期間、春休み期間、土曜日・日曜日・祝日など小学校等が元々休みの日については、以下の子どもの世話をした場合にのみ支援金の支給対象となります。

P9を参照して下さい。

III 申請に必要な書類の確認 ①保護者であることを証する書類



申請者が子どもと同居でない場合に記載する別添様式第2号保護者（別居）申立書【記入例】

【表面】 (別添様式第2号)

令和 3年 10月 13日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

(申請者住所)
神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3

(申請者記名)
労働 咲

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）保護者（別居）申立書

以下の子どもの世話を保護者として行うため、下記発注者と契約していた仕事を取りやめたことを申し立てます。

子ども氏名	労働 花
親権者氏名	労働 太郎
親権者住所	神奈川県横浜市都筑区霞ヶ関町12-3
親権者連絡先	030-123-4567
親権者が子どもの世話をできなかった理由	休暇を取得することができなかったため
発注者氏名	株式会社厚生労働データサービス 厚生次郎
業務委託契約締結日	令和 3年 8月 10日
業務委託契約に基づく仕事をとりやめた日	令和 3年 9月 1日

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと）を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

※ 親権者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

【裏面】

記

1 発注者名
株式会社厚生労働データサービス
代表取締役 厚生次郎

2 業務内容
アンケート結果のデータ入力

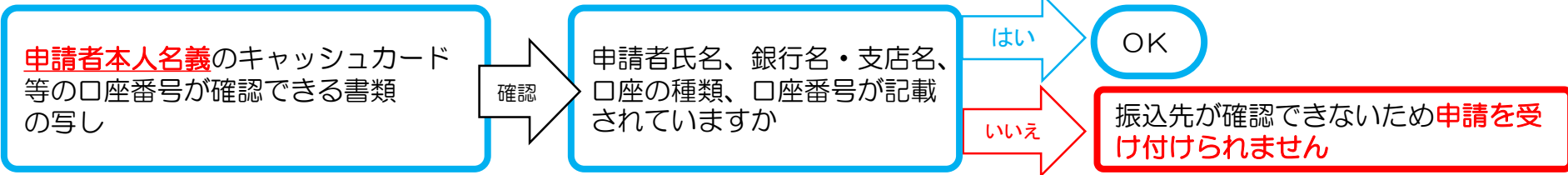
3 業務遂行（予定）場所
神奈川県横浜市都筑区日比谷4-5-6

4 業務遂行（予定）日
令和3年9月2日から9月17日の12日間
月～金曜日 9:00～17:00

発注者に係る情報は必ず**発注者本人**が記載してください。
発注者が法人の場合、申請者と発注者の関係性を明確にするため、【発注者名】には法人の正式名称及び代表者名を記載してください

いつからいつまで、どこで業務を行う予定であったのか、具体的に記載してください。

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ②振込口座を確認する書類



※次に当てはまる場合は省略できます。

- ・R3/8/1～R5/3/31の期間において、すでに本支援金の支給決定を受けたことがある

※R3/3/31以前の期間の支給決定のみ受けている場合には、再度提出してください。

(例) 令和3年8月1日～8月31日の期間について支給決定を受けたことがある場合は、振込口座を確認する書類は不要です。

省略する場合は、「必ず提出する書類」⑤に、**直近の支給決定番号**(支給決定通知書の右上記載の「雇均発●●●●第●号」：●は数字)を必ず記載してください。

必ず提出する書類	①子どもが同居する世帯全員が記載されている住民票記載事項証明書(原本)を添付している。	☒
	②小学校等の臨時休業が講じられた日又は期間が分かる書類等を添付している。 例:学校だより、小学校等のホームページやメール、連絡帳、市町村の広報誌等	☒
	③発注者と締結した業務委託契約等の分かる書類等を添付している。 例:契約書、発注者と申請者双方のやり取りで契約内容が分かる電子メール等 契約書等がない場合は、発注者と申請者の連名により作成した「業務委託契約等契約申立書」(様式第3号)	☒
	④次の内容が、③の業務委託契約等の分かる書類に記載されている。 → ◇契約締結日 ◇発注者名(会社名) ◇申請者名 ◇業務内容 ◇就業(予定)場所 ◇就業(予定)日又は期間 ◇報酬	☒
	⑤申請者本人名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付している。 注:申請者氏名、銀行名(支店名)、口座番号が分かるページ・面の写し ※令和3年8月1日以降の期間について、既に本支援金を受給したことがある場合、支給決定通知書に記載の支給決定番号を以下に記載すれば、通帳又はキャッシュカードの写しは省略できます。 【直近の支給決定番号は 雇均発_____第____号】	☒

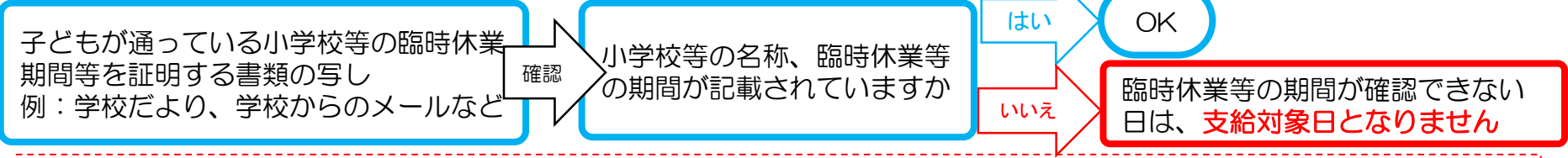
直近の支給決定番号を記載する場合は、チェックは不要です。

大和ネクスト銀行、セブン銀行は指定することができません。

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ③子どもの世話をを行うことを証する書類その1

次の1・2どちらに該当するかによって、必要な書類が異なります。

1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をした場合



- 「臨時休業等」とは、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
 - ・ 小学校等が臨時休業した場合
 - ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。
- 1に該当する場合、長期休業期間や土日・祝日等、小学校等が元々休みの日に仕事を取りやめても、支給対象とはなりません。
春・夏・冬休み等の長期休業（以下、「夏休み等」）や土日・祝日等を支給対象として申請する場合、これらの日が元々登校日等であったことが分かる書類を提出してください。なお、夏休み等が新型コロナウイルス感染症の影響で延長になった場合、新たに夏休み等になった期間については対象となります。この場合、夏休み等が延長になったことやその期間が分かる書類を提出してください。
- 小学校等の名称、臨時休業等の期間等が特定できない包括的な通知では、申請にあたって適当な書類とは認められません。
臨時休業以外の場合（利用を控えるよう依頼があった場合等）は、実際に小学校等に出席（利用）していないことが分かる書類（小学校等が休みを認めた書類）も提出してください。
- 学級閉鎖などの場合には、対象の子どもが対象の学級等に所属していることが分かる書類をあわせて添付いただくことにより、審査の円滑化につながります。



令和4年12月～令和5年3月分については、支給対象日の初日と最終日の間に小学校等の長期休業期間（冬休み、春休み等）が含まれる場合は、その期間を記載してください。
※複数回の該当がある場合は、全て記載してください。
当該欄に記載のある期間は、当該期間が元々登校日等であったことが分かる書類がない場合、支給対象日とはなりません。

【冬・春休み期間記入欄】

小学校等の冬・春休み期間

令和 4 年 12 月 20 日 から	令和 5 年 3 月 10 日 から
令和 5 年 1 月 7 日 まで	令和 5 年 4 月 6 日 まで

- ※ 夏休み期間、冬休み期間、春休み期間、土曜日・日曜日・祝日など小学校等が元々休みの日については、以下の子どもの世話をした場合にのみ支援金の支給対象となります。
- 小学校等に通う子どもであって、以下のア～ウのいずれかに該当することにより、小学校等を休む必要があるもの
- ア 新型コロナウイルス感染症に感染した子ども
 - イ 新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある子ども（発熱等の風邪症状が見られる子ども又は新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子ども）
 - ウ 医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ③子どもの世話をを行うことを証する書類その2

次の1・2どちらに該当するかによって、必要な書類が異なります。

2. 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子どもの世話をした場合

小学校等が
元々休み
ではない日

確認

○小学校等が「新型コロナウイルスに感染した子ども」であることを理由に登校しないことを認めた書類の写しを提出
例：学校等からの通知、連絡帳など

（注）小学校等の名称、認めた期間、認められた理由が記載されているか確認してください。

小学校等が
元々休みの日

確認

○申請者名、世話をした子どもの氏名と状況（コロナウイルスに感染、発熱等の風邪症状又はコロナウイルス感染者との濃厚接触）、発行日、発行機関が分かる書類を提出
例：保健所からの通知（メールやLINE等で通知された場合はその画面を印刷したもの）、MyHER-SYSの療養証明書、医療機関の発行した診断書や診療明細、PCR検査や抗原検査の結果がわかるもの（市販（研究用）の検査キットは除く）、自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果、薬局が発行した領収書、お薬手帳（病名や薬が分かる文言が記載されたもの）など

●「新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども」とは、次のいずれかをいいます。

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- ・ 医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

●「新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども」とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもをいいます。

●医療的ケア児又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子どもの世話をした場合は、小学校等に登校等をしないことを認めたことが分かる書類の写しが必要です。

●夏休みや土日・祝日等、小学校等が元々休みの日など、小学校等に登校しないことを認めた日以外について申請する場合は、保健所からの通知（メールやLINE等で通知された場合はその画面を印刷したもの）、MyHER-SYSの療養証明書、医療機関の発行した診断書、薬局が発行した領収書、お薬手帳（病名や薬が分かる文言が記載されたもの）などが必要です。

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ③子どもの世話をを行うことを証する書類その3

小学校等の臨時休業期間等を証明する書類【例】

差出人：〇〇市メール配信（学校）<syokohama-school@hamas.ne.jp>
日時：2021 年 9 月 1 日 13:35:41 JST
宛先：roudou-tarouh@domo.ne.jp
件名：臨時休業について

本日、保護者宛に「臨時休業の措置について」のプリントを配布します。
本校の臨時休業期間は、9月2日（木）から9月10日（金）までです。
御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

〇〇市立水仙小学校
校長 均等 一郎

小学校等が「新型コロナウイルスに感染した子ども」であることを理由に登校しないことを認めた書類【例2】

令和 4 年 1 月 17 日

出席停止等証明書

必ず理由が記載
されたものとし
てください。

〇〇市立水仙小学校
校長 均等 一郎印

次の者について、発熱等の風邪症状がみられたため、
以下の期間について出席停止としたことを証明する。

記

1 児童名	労働 花
2 出席停止期間	令和 4 年 1 月 11 日～ 1 月 14 日

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ④業務委託契約等を証する書類その1

次のいずれかの書類

- ・業務委託契約等を証する書類の写し
- ・契約申立書（様式第3号）原本
- ・臨時休業措置の期間に業務遂行日が推定できる過去2ヶ月分の契約書等の写し

例：発注者と臨時休業等の前に締結した契約等の写し、メール等での契約のやりとり（申出と承諾、報酬の減額に係る連絡）の写し

確認

①契約締結日、②発注者名（会社名）、③申請者名、④業務内容、⑤業務遂行（予定）場所、⑥業務遂行（予定）日時、⑦報酬の算出方法の全てが記載されていますか。
また、仕事を取りやめたことが分かりますか。

- ・報酬が減額されている
- ・納期が変更になった

はい

OK

いいえ

仕事を取りやめたことが分かる書類を追加
例：報酬が減額されていることが分かる書類、業務予定が分かる書類など

●業務遂行（予定）日は、具体的な日時が記載されている必要があります。

●報酬の算出方法は、以下のように具体的に記載されている必要があります。

- ・1時間〇円
- ・1件につき〇円
- ・令和4年〇月〇日～〇月〇日まで 〇円

●親族間で業務委託契約を締結している場合（個人の事業主のもとで働く事業の専従者（同居の親族））であって、業務委託契約書がない場合は、契約申立書（様式第3号）に加えて、発注者（個人の事業主）の「青色事業専従者給与に関する届出書の写し」又は「確定申告書Bの第1表及び第2表の写し」も提出してください。

●「臨時休業措置の期間に業務遂行日が推定できる過去2ヶ月分の契約書等の写し」には、発注者名、申請者名、業務内容、業務遂行場所、業務遂行日、報酬の算出方法が記載されている必要があります。また、同一の発注者との契約であり、2ヶ月続けて概ね同様の条件であることが必要です。

●契約申立書（様式第3号）だけでは契約内容の必要事項について確認ができないと判断した場合は、業務委託契約書等追加書類の提出を求めることがあります。

●仕事を取りやめたことが分かる書類として、報酬が減額されていることが分かる書類や、業務予定表が分かる書類を求められます（上記フロー図で「いいえ」の場合）。

Ⅲ 申請に必要な書類の確認 ④業務委託契約等を証する書類その2

別添様式第3号契約申立書【記入例】

契約申立書の全ての項目を、省略せずに記載する必要があります。

業務委託契約等の締結日は学校休業等の開始日よりも前の日でなくてはなりません。

【表面】

注：発注者と申請者は異なっている必要があります。

(別添様式第3号)

令和 3年 10月 13日

厚生労働省雇用環境・均等局長 殿

(発 注 者 住 所)
東京都町田市本牧1-2-3
(発 注 者 名)
株式会社厚生労働データサービス 代表取締役：厚生次郎
(発 注 者 連 絡 先)
03-1234-5678
(申 請 者 住 所)
神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3
(申 請 者 氏 名)

発注者に係る情報は必ず発注者本人が記載してください。発注者が法人の場合、申請者と発注者の関係性を明確にするため、【発注者名】には法人の正式名称及び代表者名を記載してください。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）業務委託契約等契約申立書

次の業務委託契約等について、以下の子どもが通っている小学校等が新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条）又はこれに準ずる措置を講じたこと又は、以下の子どもがコロナウイルス感染症に感染または感染のおそれがあるとして小学校等から登校等の自粛を求められたことから、当該子どもの世話をを行うために、締結した業務委託契約等に基づく仕事を取りやめたことを申し立てます。

なお、本申し立てに偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこと）を行った場合は、当該不正な受給を行った日の翌日から納付の日まで、年3分の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2割に相当する額の合計額を支払うものとします。

（裏面に続く）

【裏面】

記

- 1 業務委託契約を締結した日 令和 3年 8月 10日
- 2 業務委託契約に基づく仕事を取りやめた日 令和 3年 9月 1日
- 3 子どもの氏名 労働 花
- 4 業務内容 アンケート結果のデータ入力作業
- 5 業務遂行（予定）場所 神奈川県横浜市都筑区日比谷4-5-6
- 6 業務遂行（予定）日時 令和3年9月2日から9月17日の12日間 月～金曜日 9:00～17:00
- 7 報酬（具体的な算出方法） アンケート 4,000件を入力して3万円

【間違いが多い箇所です】ここに記載するのは、業務委託契約等に基づく仕事を休むことについて、発注者等と合意した日です。（仕事を休んだ日を記入するものではありませんのでご注意ください。）また、合意した日は、仕事を休んだ日よりも前である必要があります。（下記6の「業務遂行（予定）日時」よりも前の日時にならなくてはなりません。）

いつからいつまで、どこで業務を行う予定であったのか、具体的に記載してください。

業務委託契約書【例】

株式会社厚生労働データサービス（以下「甲」という）は、労働咲（以下「乙」という）に対し、甲の「令和2年度医薬品購入費実態調査調査結果データ入力作業業務」に係る委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲が厚生労働省の委託を受けて令和2年度に実施した医薬品購入費実態調査の調査結果を所定の様式に甲が指定する〇〇オフィスで入力する業務とする。但し、甲の納税地を所轄する税務署への税申告等の税務は本業務に含まれないものとする。

（責任の帰属）

第2条 本業務の税務上の効果は全て甲に帰属するものとする。

（委託期間）

第3条 本業務の委託期間は令和3年9月1日から9月17日（月～金曜日）とする。

・
・

（委託料とその支払）

第6条 甲が乙に対し支払う委託料は、30,000円（消費税別）とする。

2 甲による支払いは、令和3年9月24日までに、乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

（秘密保持）

第7条 乙は本契約に関して知り得た情報を一切他に漏洩させてはならない。

（契約解除）

第8条 当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

（協議）

第9条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月10日

甲：東京都町田市本牧1-2-3
株式会社厚生労働データサービス
代表取締役 厚生 次郎

乙：神奈川県横浜市都筑区日比谷1-2-3
労働 咲

株式会社
厚生労働
データサ
ービス

労働

業務委託契約書がない場合の文書（電子メール）【例】

From：労働 咲（roudou-saki）
Sent：Wednesday, August 11, 2021 12:24 PM
To：厚生 三郎（kousei-saburoh）
Subject：RE：医薬品購入費実態調査調査結果データ入力

株式会社厚生労働データサービス 厚生 三郎 様

いつもお世話になっております。
下記の件、承知しました。

労働 咲

From：厚生 三郎（kousei-saburoh）
Sent：Wednesday, August 11, 2021 11:45 AM
To：労働 咲（roudou-saki）
Subject：医薬品購入費実態調査調査結果データ入力

労働 様

いつもお世話になっております。調査部の厚生です。
先日お願いしておりました医薬品購入費実態調査の調査結果データ入力につきまして、社内決裁が終わりましたので通知しますとともに、業務委託契約の手続きの詳細をメールいたしました。本日、調査結果票を郵送させていただきますので、ご対応お願いいたします。

記

1. 業務委託契約期間
令和3年9月1日から9月17日
2. 業務委託契約条件
(1) 委託代金：30,000円
(2) 支払日：令和3年9月24日
(3) 委託業務：4,000件（データ入力作業）
(4) 勤務形態
月～金曜日（9：00～17：00）
3. 注意事項
(1) 入力作業が間に合わない場合は、連絡をください。
(2) 入力用フォーマットは別途送付させていただきます。
(3) 9月17日までに入力し、調査票は当社指定業者を通じて返送してください。
4. 連絡先
株式会社厚生労働データサービス
厚生 三郎（TEL 000-000-0000／メール *****@*****, *****）

支援金支給申請受付は、下記の「学校等休業助成金・支援金受付センター」（厚生労働省委託業者）で行っています。申請書に証拠書類を添えて郵送（自費）にて申請を行ってください。

誤って都道府県労働局や厚生労働本省宛てに申請書を送付しているケースが散見されますが、小学校休業等対応助成金と異なり、支援金の申請先は「学校等休業助成金・支援金受付センター」となっていますので、ご注意ください。

また、申請書及び証拠書類の紛失防止や受領確認が行えるよう「特定記録」等の配達記録が残るものをご利用ください。

◎申請先（全国共通）

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号
学校等休業助成金・支援金受付センター

申請期間は以下のとおりです。

○支給対象期間：令和4年10月1日～同年11月30日

申請期間：令和4年10月1日～令和5年1月31日（必着）※消印有効ではありませんのでご注意ください。

○支給対象期間：令和4年12月1日～令和5年3月31日

申請期間：令和4年12月1日～令和5年5月31日（必着）※消印有効ではありませんのでご注意ください。

＜お問い合わせ先＞

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187 （受付時間：9：00～21：00） ※土日・祝日含む

○申請書の記載漏れや証拠書類の添付漏れ等があった場合は、受付センターから申請者へ申請書等を一式返送させていただきます。

○不備返戻後の再提出の際は、**送付状に記載の期日まで（送付状送付日から1ヶ月以内）にご返送ください。**

○期限までに返送がない場合は、再度期限を定めて提出の督促をすることがあります。この場合、**再度定めた期限内に提出のない場合には、不備の補正をする意思がないものと見なされ、支援金は支給されません**のでご注意下さい。

○不備返戻後の再提出の際は、不備返却時に同封されていた送付状を必ず同封してください。

○様式第1号右上の申請日等は、初回提出時から書き換えずにご提出ください。

○再提出いただいた書類でも必要事項が確認できない場合、再度別の書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

○不備返却に関するお問い合わせは、コールセンター（0120-876-187）ではなく、**不備返却時に同封されている送付状に記載の番号までお願いいたします。**

○迅速な支給を行うためにも、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。